

# 石川県公報

平成28年9月27日

第12939号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示	公告
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課) 1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) 1	○都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課) 2
	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) 2

## 告示

### 石川県告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年9月27日

石川県知事 谷本正憲

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ぬくもり	加賀市山中温泉上野町187番地1	平成28年8月1日

### 石川県告示第450号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年9月27日

石川県知事 谷本正憲

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ぬくもり	加賀市山中温泉上野町187番地1	平成28年8月1日

## 公告

### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成28年9月28日から同年10月27日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、同条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
余 地 地 区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 ( 面 的 集 積 型 )	県営土地改良事業変更計画書の写し	かほく市産業建設部 産 業 振 興 課

## 都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成28年9月27日から同年10月11日まで縦覧に供する。

平成28年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
小松都市計画道路 3・4・3号国道線	小松市長田町、平面町の各一部	石川県土木部都市計画課及び小松市 都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画道路 3・6・39号北国街道線	小松市西町、龍助町の各一部	”

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
加賀都市計画汚物処理場 山中汚物処理場	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設 部都市計画課
加賀都市計画地域暖房施設 片山津温泉街区地域暖房	”
加賀都市計画防火の施設 (かつら児童公園前防火施設、東町防火施設、河鹿町防火施設)	”